

民間拠点施設整備事業計画の認定制度

広域的な人流・物流の活発化による地域活性化を推進するため、広域的な地域活性化法に基づき民間事業者が国土交通大臣の認定を受けて実施する拠点施設の整備について民間都市開発推進機構の出資等による支援を実施

■対象事業

広域的な地域活性化法に基づき民間事業者が実施する次の要件を満たす事業であり、その計画について国土交通大臣の認定を受けたもの

- ①都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業であること。
※新築のみならず既存建築物の改築等も対象
- ②事業区域の面積が次の規模以上であること。
ア:三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市の区域 0.5ha以上
イ:ア以外の区域 0.2ha以上

■支援措置

民間都市開発推進機構による民間事業者への出資等の支援

■出資等による支援の限度額

「総資本額の50%以内」、「総事業費の50%以内」又は「公共施設等※の整備費」の範囲のうち最も低い額

※公共施設:道路、公園、緑地、広場等で公共の用に供される施設
(公的に管理される必要はない)

※公共施設の他、都市利便施設(都市居住者の利便の増進に寄与する施設)及び建築利便施設(建築物利用者の利便の増進に寄与する施設)を含む。

■支援スキーム(イメージ)

